

## 無資格者のチェーンソーによる伐木は違法です

すべての業種で、木の太さにかかわらず、法令に基づく特別教育を行っていない労働者に立木の伐木等業務（注1）を行わせることは違法です。

県内では様々な業種で、チェーンソーの伐木作業の死亡災害が多発しています。プロの伐採業者（林業）でも県内で死亡災害が発生している大変危険な作業です。伐木作業は専門業者に依頼するなどし、違法作業を絶対にしないでください。

なお、2020年8月の改正特別教育規程適用により教育の時間数等が追加され、改正前の特別教育を行った労働者には追加の特別教育の実施が必要です。また、切創防止用保護衣（注2）の着用のないまま、これら作業をさせることも違法です（2019年8月～）。

（注1）チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理、造材の業務（労働安全衛生規則36条）

（注2）いわゆるチャップス（JIST8125-2または同等以上）（労働安全衛生規則485条等）

### 長野県内の死亡災害 [ 林業以外 ]

2022年2月 建設業	斜面で支障木（樹高：約20m、アカマツ）にチェーンソーで受け口（地上1m強）と追い口を入れ、同樹木の高さ約9mに取り付けたワイヤーロープをチルホールで巻き取って伐倒したところ、伐倒木の根元部が地面に当たった際に跳ね上がり、伐倒木から見て斜面下方の近くで作業を監視していた被災者に激突した。
2021年10月 ゴルフ場	ゴルフ場のコース整備作業において、チェーンソーを用いてアカマツの造材作業（枝払い・玉切り作業）を行っていた作業者が、その原木の下敷きとなり、死亡した。
2020年4月 バス業	バス路線の道路付近の斜面において、チェーンソーを用いて立木の伐倒作業を行っていたところ、伐倒木が頭部に激突し、死亡した。

【参考】チェーンソーによる伐木等業務の「特別教育」は、林業・木材製造業労働災害防止協会（林災防）長野県支部などが行っています

『林業・木材製造業労働災害防止協会 長野県支部』

<https://rinsaibou-nagano.jp/>

林災防 長野

検索

